

# SANKYODO

# PRESS 12

## 2025.

### Topics 注目トピック

社保 令和7年分 年末調整② ~通勤費の非課税限度額の拡大~

融資 PayPay銀行が“保証協会付き融資”に参入！

メディア実績

月号



会社設立をするには？  
法人化するための手順や  
メリット・デメリットを解説！

sankyodo オフィス見学 &  
AIxDX勉強会開催の様子

## 注目トピック

# 会社設立をするには? 法人化するための手順やメリット・デメリットを解説!

これから起業しようとしている方であれば、会社の作り方について知っておかなければなりません。会社設立にはいろいろな手続きが必要となるので、行動を開始する前にある程度の知識を身につけておくことが重要です。

では会社を設立するための手順や、メリット・デメリットについて見ていきましょう。

## 法人の種類

会社を設立するためには、まず法人の種類について知っておく必要があります。法人の種類によって特徴が異なるので、最適な法人格を選べるようにしておくことが重要です。法人としてとくに人気のある「株式会社」と「合同会社」について解説します。

## 株式会社とは

会社の設立と聞いて多くの方が思い浮かべる法人格は株式会社でしょう。株式会社とは、自社の株式を発行して資金を集め、その資金を用いて商品やサービスを生み出す会社です。株式を購入した株主は、その会社が上げた利益からいくらかを配当として受け取ることができます。

株式会社は株主総会が最高意思決定機関です。株主総会で取締役会を選任し、取締役会が代表取締役を選任することになります。

実際の会社の経営は代表取締役と取締役会が行い、経営がうまくいかなくなってしまった場合には株主総会が取締役を解任することも可能です。株主は資金を提供し、取締役会が経営を行う株式会社は、資金と経営が分かれているため株主の責任範囲は有限となります。

株式会社は定款に関する費用が9万円、登録免許税が25万円前後とやや費用がかかるのも特徴のひとつです。

## 合同会社とは

株式会社に対して合同会社とは、社員がお金出し合って経営を行う会社のことです。合同会社も株式会社と同じように利益のなかから出資した社員に対して配当を行いますが、出資した金額にかかわりなく利益配分を設定できます。最高意思決定機関は出資している総社員の同意であり、社員一人ひとりが出資者であるとともに経営にも関わることになります。

しかし、出資者としての社員の責任は有限であると定められています。会社が倒産した場合、社員は自分が出資した範囲内でのみ責任を取ることが求められます。

合同会社は、株式会社と比較して会社設立のための費用がやや少なくてすむのがメリットです。定款に関する費用が4万円、登録免許税も6万円ほどと、最大で24万円程度費用を抑えられます。

## ■ 会社設立の4つのメリット



会社を設立することにはいくつかのメリットがあります。

では法人化する4つのメリットを見ていきましょう。

### (1) 信用力が向上する

会社設立のもっとも大きなメリットとなるのが、「信用力の向上」です。

個人事業主と取引しない企業は少なくありません。とくに株式会社となれば、会社の信用が格段に向上していることを感じるでしょう。

信用力の向上によって取引の範囲が大幅に広がるため、事業の規模を大きくしたい方にとっては会社設立のメリットは大きいと考えられます。個人事業主の会社設立はそれだけでもメリットが大きいでしょう。

## (2) 節税が行える

---

会社設立のさらなるメリットは、「節税」です。

個人事業主の場合は累進課税なので所得に応じて課税率が変わりますが、法人化すれば課税率は原則一定です。一定基準以上の売り上げがあれば、法人化した方が支払う税金が少なくなるでしょう。

加えて、必要経費による節税効果も見逃せません。個人事業主では経費として認めてもらえる範囲が狭く、課税対象となる所得が大きくなる傾向があります。

一方で会社を設立して法人化すると、必要経費の範囲が広くなるのです。自分に対する給与、役員や従業員に対する給与も給与所得控除が適用されるため必要経費として認められます。

## (3) 金融機関からの融資が受けやすくなる

---

企業活動を行う場合、資金調達は非常に重要な業務となります。会社を設立して法人化すると、金融機関からの融資が受けやすくなります。これも大きなメリットといえるでしょう。

個人事業主の場合、確定申告の際に賃借対照表の提出が免除されていることがあります。返済能力を示す方法が限られてしまいます。

一方で法人の場合、損益計算書や賃借対照表が必ず作成されるので、金融機関の融資は緩くなります。事業を大きくしていきたい場合には、金融機関からの融資を受ける必要が生じることもあるので、会社を設立しておいた方が便利かもしれません。

## (4) 優秀な人材の確保が可能

---

会社の信用度に大きく関係しているが、法人化によって、より優秀な人材が確保できるようになります。安定した就職先として、信用力の高い会社に就職しようとする人が多いためです。

優秀な人材を確保したいと思うなら、個人事業主のままでなく、法人化した方がよいでしょう。

## ■ 会社設立の3つのデメリット

会社設立にはたくさんのメリットがありますが、デメリットについても確認しておくことが重要です。会社を設立する際のデメリットを3つご紹介します。

### (1) 会社設立には時間と手間がかかる

---

会社設立の大きなデメリットとして挙げられるのが、設立までの手間とコストです。

会社を設立するためには、定款の作成や会社の登記などが必要になります。登録免許税だけでも株式会社であれば15万円程度、合同会社でも6万円前後を支払わなければなりません。

もちろん資本金も必要です。法律上1円以上の資本金があれば会社設立は可能ですが、実際には会社の信用などを考えると数百万円程度の資本金を持っているのが望ましいでしょう。

また、会社の設立に司法書士や税理士、行政書士などの力を借りるのであれば、その費用についても確認しておく必要があります。

### (2) 社会保険料、住民税の支払い義務が生じる

---

会社を設立すると、社会保険への加入が義務付けられます。従業員が増えればそれだけ社会保険料の負担は増加するのです。

また、会社が赤字だったとしても、法人住民税の支払いは免除されません。最低でも7万円は法人住民税として納める必要があります。

### (3) 事務負担が増える

---

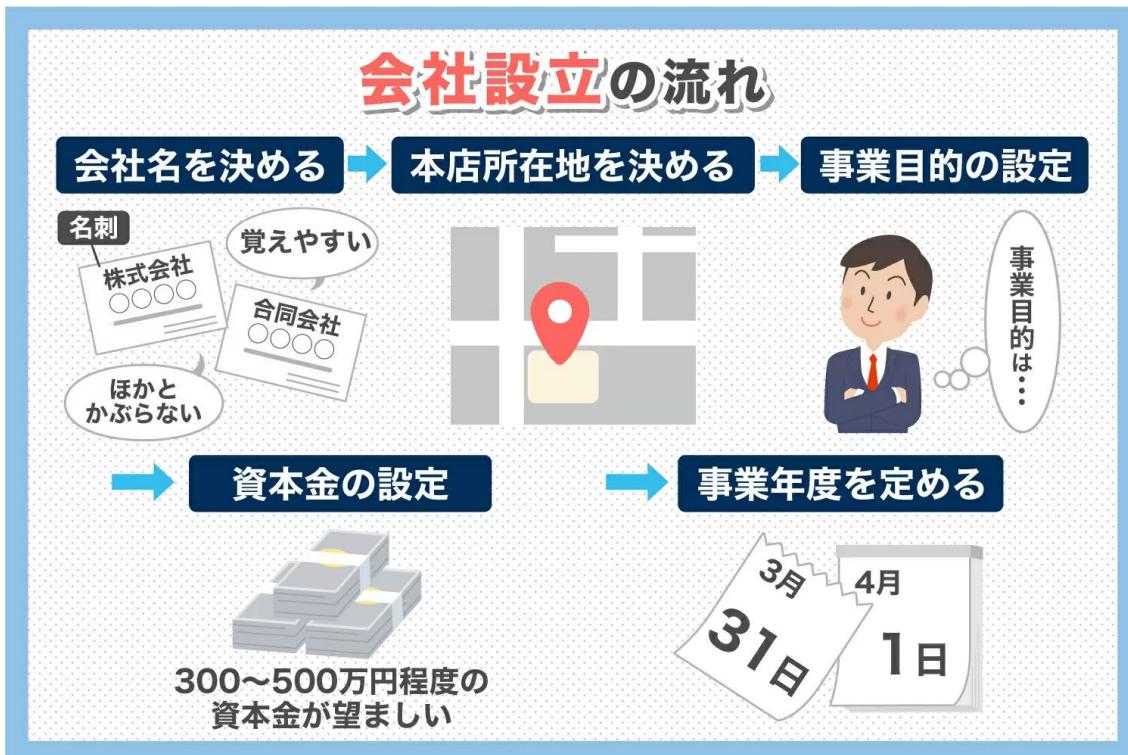
法人化すると、事務負担が大幅に増えるというのもデメリットです。

会社は社会保険の手続き、会計処理、税務申告などが必要となるため、これらの手続きや書類作成の負担は非常に大きくなるかもしれません。

株式会社の場合、株主総会の開催、議事録の作成、役員変更登記といった法律上の手続きが増えることも覚えておきましょう。

このように、会社設立と個人事業主の違いはメリット・デメリット含めて様々あるため、今の状況にあった選択を行うことが必要となります。

## 会社の設立の流れ



実際に会社を設立するためには、具体的にどんな手続きが必要となるのでしょうか。

会社設立の流れについて詳しく解説します。

### (1) 会社名を決める

最初に行うべきなのは、会社名の決定です。会社名についてのルールをしっかり確認しておきましょう。

会社名は必ず「株式会社」や「合同会社」で始まります。会社名に使えるのは基本的にひらがな、カタカナもしくはアルファベットです。

また、スムーズに企業活動を行うために、覚えてもらいやすく、他社と同じ会社名にならないようにしなければなりません。

### (2) 本店所在地を決める

会社名とともに登記で重要なのが会社の本店所在地です。

基本的にどこでも本店所在地として登記することができますが、注意が必要な場合もあります。本店所在地に使用している場所が賃貸物件であったり、コワーキングスペースであったりする場合です。

自分が所有する物件でない場合は、トラブルを避けるため、必ず所有者の許可を取りましょう。

### (3) 事業目的の設定

会社には事業目的が必要です。事業目的は自由に設定できますが、営利性、適法性、具体性がなければなりません。具体的にどのように利益を上げるのかが分かるような事業目的を設定するようにしましょう。

## (4) 資本金の決定

---

会社として資本金も重要な項目です。法律上は1円でも会社を設立できますが、その後の資金調達などについて考えると、300万円から500万円程度の資本金があるのが望ましいでしょう。  
資本金が多ければ多いほど金融機関からの信用が得られます。

## (5) 事業年度を定める

---

会社設立のためには、いつを決算期にするか、事業年度を決めることも重要です。  
日本では3月決算の会社が多いですが、法律上、決算月は自由に設定できます。繁忙期を避け、現金が不足しにくい時期を決算月にすることをおすすめします。

### ■ 会社設立の費用

会社設立には当然ながら費用がかかります。  
株式会社設立の場合には、定款認証代・印紙代として9万2,000円、電子認証であれば5万2,000円かかります。  
さらに登録免許税が15万円、もしくは資本金の0.7%が必要です。加えて登記事項証明書代、印鑑証明書代として1,050円を支払わなければなりません。  
つまり株式会社であれば、最低でも20万円から25万円の費用がかかることになります。

### ■ 会社設立をプロに頼むメリット

会社設立は個人でも行えますが、プロに頼んで代行してもらうという選択肢もあります。会社設立をプロに任せると、大幅な時間の節約が可能です。  
会社設立の手続きには書類作成や法務局とのやり取りなど、煩雑な業務が多く関係しています。本来の業務を行なながら会社設立の手続きをするのはかなりの負担です。  
税理士に会社設立の手続きを任せれば、書類作成を代行してくれたり、法人化に関するアドバイスをしてくれたりするでしょう。プロに業務を委託すれば本業に集中できるだけでなく、法人化の手続きをスムーズに進めることができるはずです。

### ■ プロと協力して法人化の恩恵を最大限受けよう

会社を設立して法人化することには多くのメリットがあります。会社の信用力を高め、より多くの利益を上げるためにも、会社の設立を検討するとよいでしょう。  
会社の設立のデメリットを最小限に抑えつつ、法人化の恩恵を最大限受けるためにも、プロとの協力して進めていくのがおすすめです。

## ■ 法人化に関するよくある質問

### 法人化するメリットはありますか？

法人化するメリットは以下の4つです。

- ・信用力の向上
- ・節税になる
- ・金融機関からの融資が受けやすくなる
- ・優秀な人材の確保が可能

### 会社設立にかかる費用はいくらですか？

株式会社であれば、最低でも20万円から25万円の費用がかかることになります。株式会社設立の場合には、定款認証代・印紙代として9万2,000円、電子認証であれば5万2,000円かかります。さらに登録免許税が15万円、もしくは資本金の0.7%が必要です。加えて登記事項証明書代、印鑑証明書代として1,050円を支払わなければなりません。

### 会社設立はプロに頼むべきですか？

会社設立は個人でも行えますが、プロに頼んで代行してもらうという選択肢もあります。会社設立をプロに任せると、会社設立に必要な届出の作成など大幅な時間の節約が可能です。



## 令和7年分 年末調整②～通勤費の非課税限度額の拡大～

前月のコラムでは年末調整全般の改正点をお知らせしましたが、その後、**通勤手当の非課税限度額に関する追加の改正**が行われ、令和7年11月20日に施行されました。

今回の改正は、**自動車などの交通用具を使用して通勤する給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額を引き上げるもの**です。

【参考】 国税庁：[通勤手当の非課税限度額の改正について](#)

### Q&A

#### Q1. 適用開始日は？

A1. 令和7年4月以降に支給される通勤手当から適用されます。

※該当は「支給日」基準で判断し、対象月分で判定するものではありません。

#### Q2. 還って通勤手当を非課税限度額まで増額支給した場合は、その差額は非課税になりますか。

A2. 差額として追加支給する場合は、改正後の非課税限度額が適用されます。

#### Q3. 還って改正後の非課税限度額との差額を追加支給した場合、年末調整で精算は必要ですか。

A3. 追加支給した通勤手当が非課税であれば、年末調整での精算などは必要ありません。

### 実務上の対応

課税の通勤手当の支給していたケースでは、次の見直しが必要になります。

#### (1) 令和7年分の年末調整への影響

①改正前の非課税限度額に基づき課税扱いとしていた通勤手当のうち、改正後は非課税となる金額を算出します。

②算出した金額を、本年の給与総額から一括して控除します。

控除後の給与総額を基に年末調整を行います。

#### (2) 源泉徴収票への影響

年の途中で退職し源泉徴収票をすでに交付している場合、非課税となる金額の再計算を行い、源泉徴収票の訂正が必要となる可能性があります。

## 令和7年12月2日から完全移行！ 健康保険証の利用終了

### ～医療機関の受診時は「マイナ保険証」または「資格確認書」を提示ください～

令和7年12月1日をもって、従来の健康保険証は使用できなくなりました。  
(なお使用できなくなった健康保険証については、ご自身で廃棄してください。)

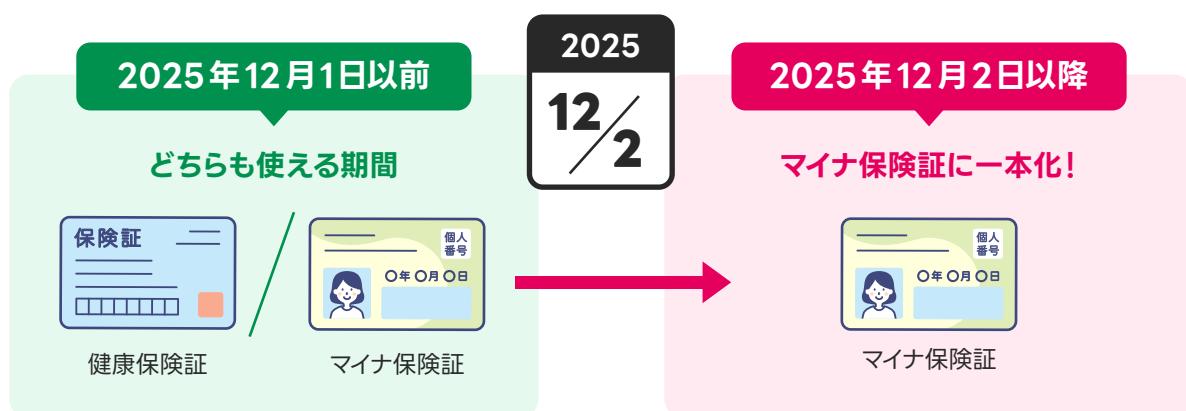
これに伴い、令和7年12月2日以降は、医療機関の窓口では、以下(1)(2)のいずれかをご提示ください。

### (1) マイナ保険証

- ・マイナンバーカードに健康保険証としての利用登録が完了している方  
⇒ 医療機関の顔認証付きカードリーダーにかざして利用します。

### (2) 資格確認書

- ・マイナ保険証をお持ちでない方  
⇒ 従来の保険証の代わりに、加入されている健康保険の保険者から交付された証明書です。



※資格確認書をお持ちの場合は、資格確認書の提示による受診も可能。

### 資格確認書が交付される方

資格確認書は、以下に該当する方に対し、無償で交付されます。

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方 など

## マイナ保険証の利用開始手順

まだマイナ保険証の利用登録がお済みでない方は、利便性の高いマイナ保険証への切り替えを推奨いたします。

1. マイナンバーカードを申請、作成する
2. マイナンバーカードの健康保険証利用を申請、登録する
3. 医療機関、薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

【参考】 厚生労働省：[マイナンバーカードの健康保険証利用方法](#)

【参考】 全国健康保険協会：[マイナ保険証](#)

このコラムを監修した担当者

小林 信仁

## PayPay銀行が“保証協会付き融資”に参入!

2025年10月、法人・個人事業主の資金調達をめぐり、大きなニュースが生まれました。

PayPay銀行が、国内の専業ネット銀行として初めて「信用保証協会付き融資」の取り扱いを開始したのです。

これまで、保証協会付き融資といえば、地銀・信用金庫・信用組合が中心でした。

そんな領域にオンライン完結型のネット銀行が参入したことは、中小企業の融資の仕組みに変化をもたらす可能性があります。

### ■ PayPay銀行の保証協会付き融資の概要

PayPay銀行が取り扱いを始めたのは、「”東京信用保証協会の保証”を付けて融資を実行する制度」です。対象は東京都内に所在する事業者（法人・個人事業主）です。保証協会が保証することで、銀行は貸し倒れリスクを抑えられるので事業者は融資を受けやすくなります。

### ■ PayPay銀行で利用するメリット

メリット	詳細
①来店不要。オンライン完結で時間を奪われない	店舗へ出向く必要がなく、24時間365日申込が可能。特に創業準備中・日々忙しい経営者にとって、移動時間等の削減は大きな利点です。
②実績が浅くても資金調達のチャンスが広がる	保証協会が保証するため、創業直後や小規模事業者でも、融資対象になりやすい点は大きな魅力です。
③書類提出がデジタル化	原則、書類の提出はWeb上でのアップロードになるため、郵送負担等の手間・コスト削減も期待できます。

## ■ PayPay銀行で利用するデメリット・注意点

デメリット・注意点	詳細
融資対象は現状「東京都」のみ	保証協会は各都道府県単位の組織であり、現時点では東京都に所在する事業者のみが利用可能です。他地域への展開も示唆されているため、今後の動向に注目です。
融資利息について市区町村から「利子補給」を受けられない	実店舗がある金融機関では、市区町村から利子補給を受けられる融資制度を利用できる場合がありますが、PayPay銀行ではその取り扱いがありません。

## ■ まとめ

### 利便性の価値と、事業計画の重要性

「申込はオンライン完結」「時間の制約から解放される」「創業期でも選択肢が広がる」といったように各種恩恵を得られます。しかし、「便利に借りられる時代＝楽に借りられる時代」ではないことには注意が必要です。なぜなら、審査の基準は従来と変わっていないからです。これから創業する方は自己資金の積立や創業事業への経験、事業計画書のブラッシュアップなどが最重要項目になります。

オンラインにより手続きに要する時間が浮く分、上記について時間を充てることで審査通過率を上げていくことが望ましいものと思われます。

【参考】PayPay銀行（信用保証協会保証付融資を開始、まずは東京都から!）

<https://www.paypay-bank.co.jp/company/press/2025/1001-2.html>

### 【日本政策金融公庫 変更情報】

	2025年11月4日時点
創業融資の基準金利	2.80～4.20%
一般融資の基準金利	2.90～4.30%

# Media

## メディア実績

### YouTube

#### ■コラボレーション動画



株式会社Another works  
大林尚朝社長 (動画を再生▶)



トウモローゲート株式会社  
西崎康平社長 (動画を再生▶)

#### ■投稿動画



「みんなやってる」は通用しない。税理士が語る  
脱税と節税の境界線  
(2025年10月)

[動画を再生▶](#)



【舞台裏】freee関東エリア  
グランプリ受賞までの軌跡  
(2025年9月)

[動画を再生▶](#)



税務調査の回遊率47%の  
裏ワザ?! AI登場で変化した  
調査事情って??  
(2025年7月)

[動画を再生▶](#)

### セミナー



東京地方税理士会 小田原支部  
「AIとの会計事務所業務の歩き方」に  
CTOの宮川が登壇  
(2025年10月)

### 新刊書



#### 会計事務所のDXの進め方

2024年10月10日(木)発売

事前準備からロードマップ、業務別のデジタル化まで、税理士事務所・会計事務所のDXの実践的進め方を解説! 「現状分析シート」や「業務見直しステップ」等、あると便利な付録つき!!

[ご購入はこちら▶](#)

#### AI時代の会計事務所の集客採用育成方針とは?

sankyoode税理士法人  
代表税理士が語るデジタル戦略  
[参加無料](#) [オンライン](#)



9.5 Fri. 19:00 - [会計士JOB - SANKYODO](#)

ブリッジコンサルティンググループ  
株式会社主催AI時代の会計事務所の  
集客採用育成方針とは?に  
統括代表の朝倉が登壇  
(2025年9月)



フリー株式会社主催  
freee Advisor Day 2025 (東京会場)  
に統括代表の朝倉が登壇  
(2025年8月)

### 取材など



FIVE STAR MAGAZINE  
(2025年11月)



税理士.ch  
(2025年8月)



弁護士ドットコムタイムズ  
(2025年6月)

### 寄稿など



Manegy/宮川(CTO)  
(2025年11月)



税務弘報/笠岡(COO)  
(2025年7月)



月刊経理ウーマン/近藤(CHRO)  
(2025年3月)

### 書籍



2023年12月発刊

[ご購入はこちら▶](#)





BAR LOUNGE



D3 六本木 BARLOUNGE  
〒106-0032  
東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F  
03-6868-4784



起業をお考えの方

## お客様紹介特典！

税理士変更をご検討の方



Amazonギフト券  
最大5万円分  
プレゼント！

特典へのエントリーは、  
弊社担当者にご相談ください。

詳細を見る >

YouTube  
税理士BARラウンジ  
起業成功支援  
チャンネル

チャンネルを見る ▶

QR code linking to the YouTube channel.

# コンテンツガイドライン

当冊子のコンテンツは皆様への情報提供を目的としており、細心の注意を払っておりますが、関連法令およびその他の有効な典拠に従い例示の事例について作成時点における一般的な解釈について述べたものであり、専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。

また、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。

当冊子のコンテンツ公開後、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変更が生じる可能性もあります。よって、貴殿（貴社）の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、適切な専門家にご相談ください。sankyodo税理士法人グループは当冊子のコンテンツに依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

また、当社は事前に通知することなく当冊子に掲載した内容の訂正、追加、中断、削除等を行う場合があります。

sankyodo通信のコンテンツに関する問合せ窓口

メールアドレス：pr@sankyodo.jp

2025-  
**12**月号  
vol.43

## 拠点一覧

### 六本木オフィス

〒106-6090

東京都港区六本木1丁目6-1 泉ガーデンタワー 40階

### 北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター 10F

### 八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山村9-11 小泉ビル4F

### 名古屋オフィス

〒450-6321

愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋 21階

### 大阪オフィス

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 15F

### 沖縄オフィス

〒901-2227

沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオススクエア 2-D

# SANKYODO

ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき @asakuraayumu

Xやっています!税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひフォローしてください!